

矢板市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安定的な財源を確保することにより、利用者等のサービスの向上を図るために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市が所有する施設若しくは施設の一部（以下「施設」という。）又は市が実施する事業（以下「事業」という。）（以下これらを「施設等」という。）に愛称を付す権利をいう。
- (2) 団体等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された組織をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツ事業に係る契約（以下「契約」という。）によりネーミングライツを付与された団体等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市がネーミングライツを団体等に付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。

(事業の原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、当該事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）の本来の目的に支障を生じさせない方法等により実施するとともに、当該対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業の推進における公平性を損なわないように行うものとする。

2 市長は、ネーミングライツ事業を導入した施設等については、愛称を積極的に

使用するものとする。

（対象施設等の選定）

第4条 対象施設等の選定は、市長が行う。この場合において、選定しようとする対象施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）であるときは、あらかじめ当該指定管理者と協議を行うものとする。

（付与期間）

第5条 ネーミングライツの付与期間は、施設については3年以上、事業については1年以内とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者による指定管理の期間を考慮し、ネーミングライツの付与期間を市長が別に定めることができる。

（募集方法）

第6条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、市ホームページ等により広く募集を行うものとする。

2 ネーミングライツ料その他募集に関し必要な事項については、対象施設等ごとに別に定める。

（応募）

第7条 前条の募集に応募しようとする団体等（以下「応募団体等」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 矢板市ネーミングライツ事業申込に係る誓約書（別記様式第2号）
- (2) 暴力団との関係についての誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) 団体等の概要を記載した書類

- (4) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (5) 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- (6) 直近３事業年度分の貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（法人の場合に限る。)
- (7) 直近１事業年度分の納税に関する証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(ネーミングライツ・パートナーの要件)

第８条 ネーミングライツ・パートナーになることができる団体等は、次の各号のいずれにも該当しない団体等とする。この場合において、団体等が法人等により構成された組織のときは、当該組織を構成する全ての法人等が次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 法令等に違反している団体等
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札の参加が認められていない団体等
- (3) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない団体等
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない団体等
- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続をしている団体等
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業を行う団体等及び当該営業に類する営業を行う団体等
- (7) 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第２項に規定する貸金業者（銀行法（昭和５６年法律第５９号）第２条第１項に規定するものを除く。）

- (8) ギャンブルに関する団体等。ただし、当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に規定する宝くじに係るものは除く。
- (9) 法令等の定めのない医療類似行為を行う団体等
- (10) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- (11) 矢板市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する密接関係者が経営に実質的に関与している団体等、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている団体等及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している団体等
- (12) ネーミングライツ事業を実施する時点の施設の指定管理者の事業目的と競合する団体等
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある団体等
- (14) その他市長が適当でないと認める団体等
（使用できない愛称）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当するものは、愛称に使用することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のおそれがあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

(審査会)

第10条 市長は、第7条の規定により応募があったときは、応募団体等からの提案の審査及び評価を行い、ネーミングライツ・パートナーを選定するため、矢板市ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、必要に応じ、対象施設等ごとに設置することができる。

3 審査会は、10人以内の委員をもって組織する。

4 審査会の委員は、市長が次に掲げる者のうちから適当な職にあるものをもって充てる。

(1) 副市長

(2) 部長等（矢板市庁議等規則（平成2年矢板市規則第2号）第3条第1号に規定する部長等をいう。）

(3) 課長等（矢板市庁議等規則第3条第2号に規定する課長等をいう。）

5 審査会に会長及び副会長を置き、市長が委員のうちから指名する。

6 会長に事故があるとき又は欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した者が職務を代理する。

7 会長及び委員の任期は、第12条第1項の規定による決定があったときまでとする。

8 会長は、審査会が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

9 審査会の庶務は、対象施設等を所管する課等において処理する。

(会議)

第11条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(決定及び通知)

第12条 市長は、審査会の審査結果に基づき、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

2 市長は、前項の規定により応募団体等のネーミングライツ・パートナーの採用の可否を決定したときは、ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書（別記様式第4号）又はネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書（別記様式第5号）により、当該応募団体等に通知する。

(契約)

第13条 市長は、前条第1項の規定によりネーミングライツ・パートナーとなった団体等と契約を締結する。

(愛称の周知)

第14条 市長は、愛称を市ホームページへの掲載等により、広く周知するものとする。

(愛称変更の禁止)

第15条 愛称は、契約の期間内は変更することができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(費用の負担区分)

第16条 ネーミングライツ事業を実施する施設の案内看板（市が設置したものに限る。）の表示の変更に係る費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

2 契約の期間満了、解除又は取消しに伴い原状回復に必要となる費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、ネーミングライツ・パートナーとの協議により、費用の負担区分を変更することができる。

(ネーミングライツ料の納入)

第17条 ネーミングライツ・パートナーは、当該年度分に係るネーミングライツ料を市長が指定する期日までに一括で納入しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(契約解除の申出)

第18条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難になったときは、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(契約の解除又は取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除又は取消し（以下「取消し等」という。）をすることができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (3) 第7条に規定する応募に関し、偽りその他不正があったとき。
- (4) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由が発生したとき。
- (5) 前条第1項の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申

出があったとき。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により契約の取消し等をしたときは、ネーミングライツ事業契約解除又は取消決定通知書（別記様式第7号）により、ネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により契約の取消し等をした場合であっても、契約の取消し等によりネーミングライツ・パートナーに生じた損害等についてその責めを負わないものとし、第17条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は返還しないものとする。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰することができない理由による場合は、この限りでない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。